

財政健全化判断比率の各指標を理解するために

平成 19 年 6 月 22 日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成 21 年 4 月 1 日にすべて施行されました。この法律により、市は毎年度の決算に基づいて 5 つの指標を公表しなければなりません。この指標のもつ意味合いについてお知らせいたします。

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

① これまでの健全化法「地方財政再建促進特別措置法」

実質収支比率(普通会計)が $\Delta 20\%$ 以上の市町村は、財政再建を行わなければ建設地方債を発行できません。

<課題>

ア 財政悪化の情報不足と早期に防止するための是正機能が不十分

イ 実質収支の赤字のみを基準としており、ストック面での課題がある団体等が対象とならない。

② 新たな健全化法の制定「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債比率・将来負担比率及び資金不足比率の 5 つの指標を設定し、その指標が一定の水準を超える場合に、「早期健全化団体」または「財政再生団体」のいずれかに指定されます。なお、指定された場合、「早期健全化団体」は「早期健全化計画」を、「財政再生団体」は「財政再建計画」を策定することになっています。

<特徴>

ア 地方公共団体全体をカバーする新たなフロー指標を設定した。

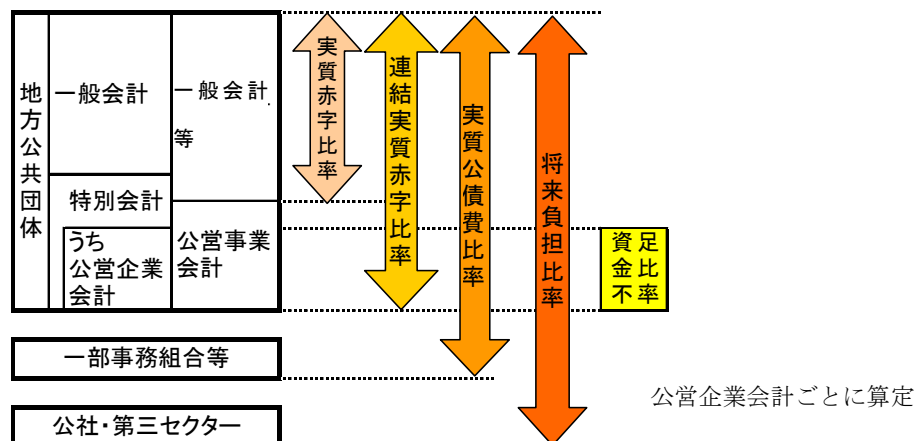
イ 公社・第三セクター等を含めた実質的な債務をとらえるストック指標を導入した。

ウ これら指標に基づき、早い段階からの健全化への取り組みを義務づけた。

エ 議会及び住民に対する情報開示の徹底を求めた。

2 健全化判断比率とその対象範囲

- ①実質赤字比率（標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字の割合）
- ②連結実質赤字比率（標準財政規模に対する全会計の現金ベースの実質赤字の割合）
- ③実質公債費比率（標準財政規模に対する対象会計の公債費等に対する一般会計負担額の割合）
- ④将来負担比率（標準財政規模に対する対象会計の将来債務に対する一般会計負担額の割合）
- ⑤資金不足比率（公営企業ごとの事業規模に対する現金ベースの赤字額の割合）



3 三田市の対象会計の区分（対象とする会計の範囲）

区 分	会 計 等	判 断 比 率			
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計等	一般会計				
	公営墓地整備事業特別会計				
公営企業以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
	介護保険事業特別会計				
	老人保健医療事業特別会計				
	後期高齢者医療事業特別会計				
	農業共済事業特別会計				
	駐車場事業特別会計				
公営企業会計	下水道事業特別会計				資金不足比率
	水道事業会計				
	市民病院事業会計				
一部事務組合・広域連合	丹波少年自然の家事務組合				
	兵庫県市町村職員退職手当組合				
	兵庫県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等	三田市土地開発公社				
	三田地域振興株式会社				

4 各比率の判断基準（国が定める基準の範囲と三田市の適用基準）

○ イエローラインとレッドライン

判 断 指 標	早期健全化基準（イエローライン）		財政再生基準（レッドライン）
	国基準の範囲	三田市適用基準	
①実質赤字比率	11.25%～15%	12.32%	20%
②連結実質赤字比率	16.25%～20%	17.32%	※30%
③実質公債費比率	25%		35%
④将来負担比率	350%		なし
⑤資金不足比率	20%（経営健全化基準）		

※ ①②の「早期健全化基準」は、市の財政規模に応じて設定されます。（上記は20年度の基準）

※ ②の「財政再生基準」には経過措置があり、20・21年度決算分は40%、22年度決算分は35%、23年度決算分以降は法律どおり30%となります。（各団体に改善の猶予を与えている）

○ 各基準を超えると「早期健全化計画」「財政健全化計画」を策定し、議会の議決が必要となります。「早期健全化団体」の場合は、市が自主的努力により改善していきますが、「財政再生団体」になると、国の統制を受けながら改善していくことになります。

5 各比率の意味

(1) 実質赤字比率

市税収入を中心とする地方公共団体にとって最も基本的な会計である一般会計が赤字の場合、その赤字額が、その団体の標準財政規模※に対してどの程度の割合になるかを測る比率を「実質赤字比率」といいます。

同じ1億円の赤字でも、年間100億円の収入に対して1億円の赤字なのか、10億円の収入に対して1億円の赤字なのかでその改善努力に違いがあるため、一般的な収入の規模で測られます。黒字なら比率は算出されませんが、計算すれば△表示の率となり、それが毎年0に近づいているなら要注意と言えます。

※標準財政規模とは・・・「標準財政規模」はその団体にとって標準的とされる一般財源の歳入規模のことをいいます。この場合の一般財源の額は、実際の一般財源の額ではなく、統計的に一定の考え方に基づいて算定された額となります。

(2) 連結実質赤字比率

市が管理している全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額が、その団体の標準財政規模に対して、どの程度の割合になるかを測る比率を「連結実質赤字比率」といいます。

上の「実質赤字比率」は、一般会計等が赤字かどうかをみるものですが、市には一般会計以外に特別会計や企業会計があります。一般会計が黒字でも特別会計が赤字ということもあるため、全ての会計を合計して赤字かどうかをみる必要があるため、この比率があります。

市が管理している全ての会計の収支額の合計を、一般会計のうち年度内に自由に使える収入で割ることで算定しますが、これは赤字が発生した場合、最終的には一般会計で肩代わりすることを前提としているためです。

これにより、特定の特別会計の累積赤字を最終的に負担しきれなくなって、一般会計が破綻するといった事態を事前に阻止しようとするものです。

(3) 実質公債費比率

一般会計等の借金(市債)の返済(公債費)は義務的経費であり、直接市税等で償還します。下水道事業や水道、病院事業が発行した市債の償還金についても、一定額までは一般会計で負担するというルールがあり(このルールを「繰出基準通達」といいます)負担しています。また、立替施行債務(ニュータウンの義務教育施設等を開発者から分割購入(利子をつけて買い戻す)する債務)の償還金も市の借金返済と同様に市税等で返済しています。

このような今年借金の返済に使う市税等の額が、その団体の標準財政規模に対して、どの程度の割合になるかを測る比率が「実質公債比率」です。

借金の返済はやめることができませんから、返済額が増えると自由に使える収入も少なく

なります。そうすると、今実施している施策もできなくなることから、財政の硬直化を判断する指標にもなっています。

なお、この率が18%以上になると市債の発行にあたって国(県)の許可が必要となります。18%未満は協議団体となり、市が県に協議するだけで借り入れることができます。

(4) 将来負担比率

「実質公債費比率」の対象となる借金等の今後の返済予定額や、職員を雇用していることで将来必要となる退職金、市に関連する公社・第3セクターへの将来債務といった、一般会計が将来負担すべき債務の総額が、その団体の標準財政規模に対してどの程度の割合になるかを測る比率を「将来負担比率」といいます。

簡単にいえば、今抱えている市全体の借金や将来負担しなければならない負債の総額が、何年間分の収入に当たるかを見るもので、100%なら1年分の収入で全額返済しきれれることを意味します。

健全化判断基準は350%ですから、年間収入の3.5年分を超える借金とならないようにする比率といえます。

実質公債費比率が今現在の借金返済力を見るのに対して、将来負担比率は将来までの借金返済力(今の収入でどこまで借金できるか)を見る比率となっています。

(5) 資金不足比率

公営企業会計で現金ベースの資金不足額が出た場合、その不足額が、当該企業の事業規模(その企業の営業により得られる収入)に対して、どの程度となるかを測る比率を「資金不足比率」といいます。一般会計でいえば「実質赤字比率」に相当する比率です。

一般会計の実質赤字比率と同様資金不足の場合に算出しますが、黒字の場合は△で計算します。このマイナスが0に近づくことにより、毎年現金が目減りしていることがわかります。

また、実際資金不足となり比率が算出された場合、この比率が毎年高くなることにより資金不足の解消が困難となり、経営状況が悪化していることを示します。